

広報よこはま金沢区版デザイン編集委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 金沢区入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「委員会要綱」という。）第9条の規定に基づき、「広報よこはま金沢区版デザイン編集委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、この実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザル作成書式及び作成上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書の内容は、別に定める「提案書作成要領」による。

(評価)

第4条 プロポーザルの評価事項は、別に定める「提案書評価基準」による。

- 2 評価委員会は、プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 評価委員は、提案書の内容及びヒアリング結果を基に、別に定める評価基準に基づき採点を行う。評価基準のうち、「企業としての取組加算」は事務局が評価し、評点を評価委員の採点の合計点に加点する。評価委員会は、これにより提案者の中から1位の者を決定する。
- 4 1位の提案者が2者以上あった場合には、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。評価委員の投票の票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 5 評価委員会は、提案者が1者の場合でも、評価委員の採点による評価を行う。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(特定の効力)

第5条 実施要綱第17条第1項の規定により受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が当該業務を開始した年度から起算して3か年度（以下「特定期間」という。）とする。

- 2 金沢区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が当該業務の受託者として適当でないと認めるときは、特定を取り消すことができる。
- 3 特定者が初年度の契約締結までの間又は特定期間における毎年度の契約締結時点において、指名停止を受けている場合には、特定の効力を取り消す。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 金沢区総務課長
 - (2) 副委員長 金沢区福祉保健課長
 - (3) 委員 金沢区区政推進課長、金沢区地域振興課長、金沢区こども家庭支援課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を金沢区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 6 評価委員会の総務は、金沢区区政推進課が行う。

(提案資格)

第7条 本プロポーザルへの提案資格は、次のとおりとする。

- 1 令和7・8年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）の種目「印刷物企画デザイン」で1位の登録がある者。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、当該種目を申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みの場合はこの限りではない。
- 2 登録総職員数が2人以上である者。
- 3 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者。
- 4 過去5年以内に月1回以上の頻度で定期的に発行する広報紙を作成した履歴実績があること。

(提案資格確認の通知)

- 第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第11条により提案資格が認められなかつた旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(特定結果の公表)

第9条 受託候補者を特定した場合は、委託内容、提案者、各提案者の順位、評価点数、評価基準、評価委員会の開催経過等について、原則、契約締結後、契約結果の公表と併せてホームページに公表する。

(評価結果の審査)

第10条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年10月20日から施行する。